

規約番号	<b>ごみステーション用ネットの交換規約</b>	制定日
KMK-048		2020年11月1日

(目的) ごみステーションで使用されているネットを交換する際の手続きを定めた規約です。

(手続き) 市から無償で提供されるケースもありますので、下記、手続きをとること。

- ①行政から、「ごみ集積所用ネット支給申込書」を入手する。
  - ☞ 書類は、市役所の清掃管理課/清掃計画課で入手できます。
  - ☞ 添付から出力してもOKです。
- ②「ごみ集積所用ネット支給申込書」に記入し、清掃管理課/清掃計画課のいずれかに提出する。
- ③行政が、申請場所(ごみステーション)を調査し、審査を行う。
  - ☞ 審査規定では、道路の路肩等のごみステーションは支給の対象にならないとなっていますが、川間台区域内の踏切隣接のごみステーション(道路使用)は審査に合格しています。
- ④行政から審査結果の連絡が来ますので、合格であれば、清掃管理課/清掃計画課へ出向き、ネットを無償で受領して下さい。
  - ☞ 一度、審査に合格すれば、次回以降、「ごみ集積所用ネット支給申込書」を提出することにより、無償でネットがもらえます。

市の承認が得られない場合は、廃棄物減量等推進員が在庫を保管していますので、ごみ集積所の管理責任者は、廃棄物減量等推進員へ請求する。

(その他)

下記資料も添付しています。

- ①ごみ集積所用ネット支給申込書
- ②令和2年9月17日時点の川間台自治会区域のごみ集積所(地図)

改訂経緯

改訂	年月日	改訂内容
R1	2022/12/21	・ごみネット購入を追記